

いしかわエコハウス機能強化事業展示委託業務仕様書

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

この業務仕様書は、石川県（以下「県」という。）が行ういしかわエコハウス機能強化事業（以下「本事業」という）の展示に関する業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

いしかわエコハウス機能強化事業展示委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 事業の目的

省エネ・創エネ住宅の普及促進のため、最新の省エネ技術等を駆使したモデルハウスとして建設された「いしかわエコハウス」について、築後10数年の間に進歩した省エネ技術や創エネ強化によるZEH化及びエネルギー発電・消費量を、住宅購入や改修を希望する見学者や環境学習に訪れた方に対し、わかりやすく、理解しやすく解説した展示を作成する。

4 業務内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定すること。

（1）展示主旨

近頃の酷暑や局所的豪雨の頻発は地球温暖化に伴う気候変動の影響である。今後、この気候変動による自然環境及び生態系への危機的影響を抑制するためには、気温上昇を1.5℃以内に抑える必要があり、そのためには、2050年前後に温室効果ガス排出量を正味ゼロにする、カーボンニュートラルの実現が必要とされており、我が国も含め世界各国はそれぞれ目標を掲げ、その達成への取組を加速させている。

カーボンニュートラルの実現にあたり、家庭部門の占める温室効果ガス排出量の割合は大きく、各家庭において可能な取組として、住宅の省エネ化に関する取組の強化は重要な課題である。

このため、いしかわエコハウスを、ZEH（創エネ・省エネ住宅）のモデルハウスとして、映像や展示、体験を通じて、家づくりにおける創エネ・省エネの必要性や経済性、健康面へのメリット、環境への影響等について、理解促進を図る。

また、新たに設ける増築エリアでは、次世代エネルギーの「水素」についても、水素が多様な資源から製造でき、国内製造や、海外からの資源の調達先の多様化を通じ、エネルギー供給・調達リスクの低減に資するエネルギーであり、燃焼時にCO₂が発生せず、再生可能エネルギーによる水の電気分解や、化石燃料と二酸化炭素の貯留・再利用技術を組み合わせることで、カーボンフリーなエネルギーとしてカーボンニュートラル実現に向けた鍵となることについて、理解促進を図る。

(2) 展示提案事項

① 施設紹介動画の製作に関する提案（参考資料1・2エリア）

- ・カーボンニュートラル実現の必要性や、家づくりにおける創エネ・省エネの必要性やメリットの解説、エコハウス機能紹介、次世代エネルギー（水素等）に関するガイダンス動画（10分程度）の作成及び動画を上映する大型モニター（65インチ以上）の設置
- ・映像の制作にあたっては、動画の構成など内容について、事前に県とよく協議すること。

② 消費電力の体感や省エネ・再エネ機器、仕組みの解説の展示に関する提案（参考資料1・2エリア）

- ・トリプルガラスやアルゴンガス入りガラスの省エネ効果（断熱性能）、太陽光＋蓄電池の通常時と災害時の電気の流れ等の解説パネル展示
- ・消費電力が多いエアコン、冷蔵庫、照明、テレビの消費電力量をリアルタイムで「見える化」する電光表示板の展示（各1か所程度）
- ・断熱ガラスの効果（温度差）を体験できる模型展示（ガラス3種類程度比較）
- ・HEMSデータを大型モニターで表示し、多人数の来館者にも見やすく展示（ソフト別途、モニター接続用ノートPC）

③ 次世代エネルギー（水素）の体験、活用方法の解説に関する提案（参考資料3エリア）

- ・水素燃料電池を活用した給湯機器（エネファーム）や自動車（FCV：燃料電池自動車）の仕組みの解説パネル展示
- ・子供から大人まで、来館者が水素燃料電池を体験し、発電量やCO2削減量を「見える化」し、再エネ発電を楽しく意識できる体験展示

5 その他留意事項

- (1) 本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、県カーボンニュートラル推進課と詳細に協議を行い、県の承認を受けて業務を行うこと。
- (3) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (6) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (8) その他、本業務の実施に当たり生じた疑義等については、県と協議の上、合意した内容に基づき業務を実施すること。